

FT Vol.210 トクちゃん新聞

10月号

先日、軽井沢に行ってきました！



令和7年10月20日発行

株式会社繁盛会計
徳野会計事務所

〒530-0054

大阪市北区南森町1-4-19

サウスホレストビル9階

tel: 06-6809-2205

fax: 06-6809-2206

URL: <https://www.ft-tax.com/>

mail: info@ft-tax.com

◆ 応援団

2年前にサービスメニューを整理した際、最初の項目として「**経営者の味方・応援団です**」を入れ込みました。税務申告書を作らせていただいておりますが、それが弊社の仕事のゴールではないです。**申告書作成では、それほど応援できない**です。もちろん、税務調査とか銀行融資とかは意識していますが**もっと応援したい**と思っています。

例えば、投資不動産の購入をお考えのお客様。所在地・広さ・投資額・収益額などなど、条件的なことをお聞かせいただきたいのはもちろんです。その物件を購入することが良いのかどうかを**お客様と一緒に考えたい**からです。お客様にない視点での検討が出来ればより良いですが、そうでなくても**お客様の一番近くで一緒に考えたい**からです。

最近、気づいたのですが、この感覚で仕事をしている会計事務所はあまりないようです。それだけにこの感覚を大事にすることで、これからのAI時代にあって淘汰されることなく、お客様から**求められる・頼りにされる存在**であり続けられるのではないかと考えています。



お客様のやりたいことを盲目的に応援するのではないので、次の言葉を付け加えるべきだなと思っています。「経営者の**長期的な成功のための**味方・応援団です」。引き続きよろしくお願いいたします。



◆ 住宅ローン控除

早いもので10月も半ばを過ぎ、今年も残り2か月余となりました。年末調整の控除書類なども届き始めているかと思います。今年の年末調整では、住宅ローン控除で「**調書方式**」が始まります。

令和6年に住宅を取得された方は、**調書方式**では銀行から年末残高証明書が送られてこなくなり、代わりに**税務署から「証明書兼申告書等」**が交付されます。この**証明書兼申告書等**には住宅ローンの年末残高情報があらかじめ記載されています。そのため、年末残高証明書の提出が不要になります。

ただシステムが間に合わないなど、調書方式に対応していない金融機関も多く、従来通りの年末残高証明書を使つての申告となる方も多そうです。

令和5年以前に住宅を取得された方は、従来通り申告書と銀行から送られてくる「年末残高証明書」を年末調整の書類と一緒に提出して下さい。

令和7年の年末調整では申告書の記載箇所が増えたり、やり方が以前と変わったりと何かと大変ですが、今年も頑張って乗り切りましょうね。



◆ 行政、二重扶養の防止に新システム導入へ

令和8年から、住民税の扶養親族情報を各自治体で共有できる新しい調査システムが導入される予定です。

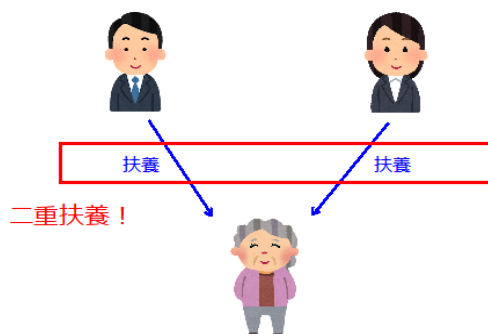


これまでは、複数の家族が同じ親族(例:母)を、別々の市で扶養申告しても、自治体間で把握できず「二重扶養」となるケースがありました。

新システムでは、扶養親族の情報が自治体間で共有され、二重扶養のチェックが可能になります。

さらに、この情報は国税にも連携される見込みです。

これにより、扶養控除の是正が一層進むと期待されています。



◆ 税務スケジュール(10月・11月)

10月31日(金)

- ・9月分 社会保険料の納付
- ・8月決算法人 法人税・消費税の確定申告と納税
- ・2月決算法人 法人税・消費税の予定申告と納税
- ・11月2月5月決算法人 3ヶ月ごとの消費税の中間申告



11月10日(月)

- ・10月分 源泉所得税・住民税特別徴収分の納付

確定申告・年末調整のご準備をお願いいたします。
保険の控除証明書等が届き始めています。
弊社より確定申告資料袋が届きましたら、
そちらへ資料を入れてください。

小鐵



◆ ブックマークバーの整理術

Edge や Google Chrome 等のブラウザソフトには、**ブックマークバー** という機能があります。
ブックマークしたWebサイトを、常に画面上部に表示してくれる便利な機能です。



便利なあまり、ブックマーク登録が次々と増えて画面からはみ出てしまうことも・・・
そんな時、不要なブックマークを整理・削除する方法ももちろんアリなのですが
ブックマークのタイトルを削除する という方法もオススメです。



この通り、スペースが半分以上空きました！
アイコンはそのまま残るので、Webサイトの判別も容易です。良ければお試しください。

大熊



◆ 経営支援クラウドbixid(ビサイド)特集 第三回～月次経営報告モニタリング機能～

長谷川

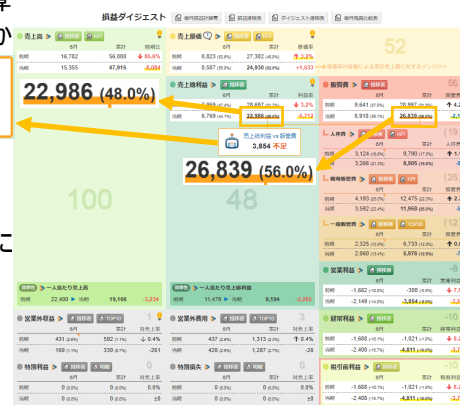


今回はbixidでできることの中で一番使用頻度の高い、モニタリング機能についてご紹介いたします。
左上の「売上高」から右下の「税引前利益」まで色分けされたストラック図(損益計算書をボックスで分かりやすくした図)が、ワンクリックで作成でき一番大切な**赤字**なのか**黒字**なのか一目で分かります。

右図では売上総利益(粗利)が22,986千円で販管費が26,839千円なので、営業利益で差引3,854千円の**赤字**です。

月次の会計データさえ固まると、すぐに見やすい資料が作成出来るので会議資料にも、タイムリーな一か月の振り返りにも役立つこと間違い無しです！

次回は推移表から比較明細まで進んで見ていきたいと思います。
※bixid・bixidロゴ・bi-boは、株式会社YKプランニングさんの商標または登録商標です。



◆ 栗料理

細川



地元が栗の産地ということもあり、実家から毎年この時期になると栗が送られてきます。

今回送られてきた栗は、すべて甘露煮にしました。皮むきはプロには程遠いので形こそ不揃いで、色も悪いですが、味はなかなかおいしく仕上がり、個人的にはとても満足しています。



私の地元では**栗**の祭りがあったり、施設名に「**栗**」が入っていたりと、**栗**は身近な存在なのですが、大阪ではスーパーで見かける程度です。関西では、**栗**はどういった存在なのでしょう？

食べられるまで少し手間はかかりますが、秋の味覚としてぜひ味わってみてください。

◆ クイズ

小鐵



年末調整の時期が近づいてきました。
今月は、令和7年の年末調整で新たに創設された、「特定親族特別控除」の注意点についてクイズです。

Q. 次のうち、誤っている文章はどちらでしょう？

- ① 共働き夫婦の子が特定親族に該当したので、夫婦両方に「特定親族特別控除」を適用した。
- ② 特定親族に該当する場合でも、特定親族本人に税負担が発生する場合がある。



A. ①

「特定親族特別控除」は、夫婦どちらか一方しか適用できません。また、特定親族本人の所得金額によっては、所得税や住民税の対象となります。
※11/5(水)に年末調整セミナーを開催いたします。
ご興味ございましたら、是非ともお問い合わせください！